

〈資料〉

アングロ・サクソン時代の法典

I

村 井 衡 平

本稿は F. L. Attenborough 氏が1922年に公表された The Laws of the Earliest Kings により、アングロ・サクソン時代初期の国王の法典を条文を追ってその内容を紹介するものである。本書は左の頁にアングロ・サクソン語による条文、右の頁にその英語訳が対照的に記載されている。その内容としては、まずケント諸王の法典としてアエセルベルヒト王（エセルバート王）、フロセアレ王およびエアドリック王、ウイトレッド王さらに続いてイネ王およびアルフレッド王の法典となる。ところで、アングロ・サクソン時代の事情については、筆者が1987年に「離婚と互責」と題して出版した本のなかに、28頁に以下のように説明していたのでここでそれを引用させて頂く。

一般にアングロ・サクソン時代の法典 (dooms) は慣習を立法的に宣言したにすぎず、断片的な性質が強い。今日いうところの実体法は、その当時、法典および不文法ではあるが、人々の記憶する慣習とから成っていた。疑いを解決し、紛争を予防するために慣習を確定し、立法化する必要があったが、疑問の余地なくすべての人々に承認されている部分については、成文化の必要は認められなかった。同時の王たちは慣習に改訂を加えるとか、すべての人々に承認された慣習を単に宣言するといったことにより、むしろ慣習法が励行されているのを観察する方に関心をもっていた。もともと、立法という観念が存在したかどうか疑わしい

し、王自身も部落民のリーダーであって、領主ではなく、いかなる意味においても専制的な立法者とはみられていなかった。それゆえ、根本的に重要と考えられ、今日われわれがもっている法律書において大きな部分を占めている事項も、アングロ・サクソン法には全く欠けているか、背後に追いやられているのが現実といえよう—というのである。では順を追って各法典の内容を紹介していく。

エァゼルベルヒト王の法典

(560—616)

これらは、エァゼルベルヒト王がアウグスチヌスの生存中に確定した判決である。

- 1 神の財産および教会の財産の窃取に対しては12倍を賠償し、教会の司祭の財産には9倍、助祭の財産には6倍を賠償する。平和を破ることには、それが教会または会合場所に影響するとき、2倍を賠償する。
- 2 もし王が彼の臣下を彼のもとに呼び、誰れかがそこで彼等を殺すとき、彼は2倍の賠償を支払い、さらに50シリングを王に支払う。
- 3 もし王が誰れかの家屋において祝宴を開いており、そこでなんらかの犯罪が行われるとき、2倍を賠償する。
- 4 もし自由人が王から奪うとき、彼は9倍の額を払い戻す。
- 5 もし誰れかが王の土地において他人を殺すとき、彼は50シリングの賠償を支払う。
- 6 もし誰れかが自由人を殺すとき、彼は王に対し、王の領主としての権利に違反したものとして、50シリングを支払う。
- 7 もし〔彼が〕国王のための仕事中の鍛冶屋または王に属する使者を殺害するとき、彼は通常の賠償金を支払う。
- 8 王の手の保護は、50シリングとする。
- 9 もし自由人が自由人の物を奪うとき、彼は3倍の賠償をする。または王は罰金またはすべての〔その人の〕所有物を受ける。

- 10 もしある人が王に所属する人と寝るとき、彼は賠償として50シリングを支払う。
- 11 もし彼女が過酷な奴隷であるとき、彼は賠償として25シリングを支払う。〔もし彼女が〕第3階級に属するとき、〔彼は賠償として〕12シリングを支払う。
- 12 王に属する太った動物を殺害するとき、20シリングを支払う。
- 13 もしある人が貴族の屋敷内で他人を殺害するとき、彼は賠償として12シリングを支払う。
- 14 もしある人が貴族に仕える少女と寝るとき、彼は賠償として12シリングを支払う。
- 15 平民の手の保護は、6シリングとする。
- 16 もしある人が平民に仕える少女と寝るとき、彼は賠償として6シリングを支払う。もし彼が第2階級の奴隷と寝るとき、〔彼は〕50シエアタスの賠償を支払う。もし第3階級であるとき、30シエアタスとする。
- 17 もしある人がはじめて他人の屋敷内に〔強制的に〕侵入するとき、彼は賠償として6シリングを支払う。彼に続いてくる人は賠償として3シリング支払い、さらにその後が続く人は1シリング支払う。
- 18 争いが生じたとき、ある人が他の人に武器を渡しても、傷害を加えることがなければ、彼〔貸主〕は賠償として6シリングを支払う。
- 19 もし公道での強盗が〔これらの武器の助けを借りて〕行われるとき、〔貸主〕は賠償として6シリングを支払う。
- 20 もしその人が殺害者であるとき、〔武器の貸主〕は賠償として20シリングを支払う。
- 21 もしある人が他人を殺害するとき、支払われるべき通常の殺人賠償金は100シリングとされる。
- 22 もしある人が他人を殺害するとき、彼は墓が閉じられる前に20シリングを支払い、そして殺人賠償金の金額を40日以内に支払う。

- 23 もし殺人が田舎で生じたとき、彼の親族が賠償金の半額を支払う。
 - 24 もしある人が自由人を監禁したとき、彼は賠償として20シリングを支払う。
 - 25 もしある人が平民の扶養家族を殺害するとき、彼は〔平民に〕6シリングを賠償として支払う。
 - 26 もし彼が最上級に属する男子を殺害するとき、彼は80シリングを支払う。もし彼が第2階級の人を殺害するとき、彼は60シリングを支払い、第3階級に属する〔人の殺害について〕、彼は40シリングを支払う。
 - 27 もし自由人が〔他人の〕住居の囲いをこわすとき、彼は賠償として6シリングを支払う。
 - 28 もしそこでなんらかの財産が奪われるとき、その人は3倍の賠償を支払う。
 - 29 もし自由人がフェンスで囲まれた中に通路を作るとき、彼は4シリングの賠償を支払う。
 - 30 もしある人が他人を殺害するとき、彼は彼自身の金銭その他の財産〔たとえば、家畜または他の畜産〕でその性質が責任〔または損害〕と関係のないもので、殺人賠償金を支払う。
 - 31 もし〔ある〕自由人が〔他の〕自由人の妻と寝るとき、彼は〔夫に〕対し、彼〔または彼女の〕殺人賠償金を支払い、彼自身の金銭で第2の妻を手に入れ、彼女を他の男の家庭につれて行く。
 - 32 もし誰れかが住居の囲いに損害を与えるとき、彼はその価格に応じて支払う。
 - 33 頭髪によってある人を捕えるとき、賠償として50スエアツタを支払う。
 - 34 もし骨が暴露されるとき、賠償として3シリング支払われる。
 - 35 もし骨が損傷をうけたとき、賠償として4シリング支払われる。
 - 36 もし頭蓋骨が傷つけられるとき、賠償として10シリング支払われる。
- 82 (176)

- 37 もし両方が破壊されるとき、賠償として20シリングが支払われる。
- 38 もし肩が役に立たなくなるとき、賠償として30シリングが支払われる
- 39 もし片方の耳が聞えなくなるとき、賠償として25シリングが支払われる。
- 40 もし片方の耳が切り落されるとき、賠償として12シリングが支払われる。
- 41 もし片方の耳が傷つけられるとき、賠償として3シリングが支払われる。
- 42 もし片方の耳が引き裂かれたとき、賠償として50シリング支払われる。
- 43 もし片方の眼がたたき出されたとき、賠償として50シリングが支払われる。
- 44 もし片方の眼または耳が傷つけられるとき、賠償として12シリングが支払われる。
- 45 もし鼻が突き通されたとき、賠償として9シリングが支払われる。
- 46 もしそれがほぼであるとき、賠償として3シリングが支払われる。
- 47 もし双方が突き通されたとき、賠償として6シリングが支払われる。
- 48 もし鼻が〔突き通す以外の〕別の仕方では引きさかれるとき、賠償としてそれぞれの裂傷について6シリングが支払われる。
- 49 もし鼻が突き通されるとき、賠償として6シリングが支払われる。
- 50 あご先の骨が粉々にされるとき、それについて20シリングを支払う。
- 51 4本の前歯それぞれについて、6シリングが〔賠償として支払われる〕。これらに続く歯それぞれについて、4シリングが〔賠償として支払われる〕。これらに続くそれぞれの歯について、3シリングが〔賠償として支払われる〕。またほかのそれぞれ歯について、1シリングが〔賠償として支払われる〕。
- 52 もし言語能力が傷われるとき、12シリングが〔賠償として支払われ

る]。

(1) もしえりの骨が傷つけられるとき、賠償として6 シリングが支払われる。

53 腕を突き通す人は6 シリングの賠償を支払う。

(1) もし腕が1 本折られるとき、6 シリングが賠償として支払われる。

54 もし親指が切り落されるとき、20シリングが賠償として支払われる。

(1) もし親指のつめがはがされるとき、賠償として3 シリングが支払われる。

(2) もしある男が人差指を切り落すとき、彼は賠償として9 シリングを支払う。

(3) もしある男が中指を切り落すとき、彼は賠償として4 シリングを支払う。

(4) もしある男が薬指を切り落すとき、彼は賠償として6 シリングを支払う。

(5) もしある男が小指を切り落すとき、彼は賠償として1 シリングを支払う。

55 [上記のそれぞれの指の] つめについて、1 シリングが [賠償として支払われる]。

56 外観を傷つけることが最も軽いとき、3 シリング、それより程度の高いとき、6 シリングが [賠償として支払われる]。

57 もしある人が彼のこぶしで他人を打つとき、3 シリングが [賠償として支払われる]。

58 もしそれが打ち傷であれば、1 シリングが [賠償として支払われる]。

(1) もし打撃がもち上げられた手によったとき、1 シリングが賠償として支払われる。

59 もしそれが衣類の外部に打ち傷を残すとき、賠償として30スエアッタが支払われる。

- 60 もしそれ（打撃）が衣類の下であるとき、20スセアッタが、各打撃毎に、支払われる。
- 61 もし腹部が傷つけられるとき、賠償として12シリングが支払われる。
(1) もしそれが突き刺されているとき、20シリングが賠償として支払われる。
- 62 もしある人が医学的な手術をうけるとき、30シリングが賠償として支払われる。
- 63 もしある人がひどい傷をうけるとき、30シリングが賠償として支払われる。
- 64 もし誰れかが生殖器をだめにしたとき、彼は3倍の賠償金を支払う。
(1) もし彼がそれを突き通すとき、6シリングの賠償金を支払う。
(2) もし彼がそれを部分的に突き通すとき、彼は6シリングの賠償金を支払う。
- 65 もし太ももが傷つけられるとき、12シリングが賠償として支払われる。
(1) もし彼が不具になるとき、問題の解決は友人に任ねられる。
- 66 もし肋骨が傷つけられるとき、賠償として3シリングが支払われる。
- 67 もし太ももが貫いて傷つけられるとき、6シリングの賠償が〔この種の〕傷口それぞれについて支払われる。
(1) 1インチの〔深い〕突き傷について、1シリング、2インチから3インチの間の〔深い〕突き傷について、2シリング、3インチ以上の〔深い〕突き傷について、3シリングが賠償として支払われる。
- 68 もし足の臑が傷つけられるとき、賠償として3シリングが支払われる。
- 69 もしくるぶしから下の足が傷つけられるとき、50シリングが賠償として支払われる。
- 70 もし足の親指が切り落されるとき、10シリングがそのために支払わ

れる。

- 71 足の指については、手の指について定められる額の半分が支払われる。
- 72 もし足の親指のつめがはがされたとき、賠償として30スエアツタが支払われる。
- (1) 他の足指のつめのそれぞれの損失について、10スエアツタが賠償として支払われる。
- 73 自由人として産まれた長い頭髪の女性自身が不法行為をしたとき、彼女は30シリングを賠償として支払う。
- 74 未婚の女性に支払われる〔傷害による〕賠償は、自由人に支払われるのと同じ割合による。
- 75 最上級の未亡人の保護に違反することを理由に支払われる賠償、つまり貴族の〔未亡人のそれ〕は、50シリングとする。
- (1) 第2階級の未亡人の保護を傷つけるときは20シリング、第3階級のときは12シリング、第4階級のときは6シリングとする。
- 76 もしある人が自分にその〔権利〕がないのに未亡人を捕えるとき、保護の2倍の額を支払う。
- 77 もしある人が少女を買うとき、もし不誠実さがなければ、有効である。
- (1) しかし不誠実であるとき、彼女は彼女の家庭につれ戻され、金銭は彼に返送される。
- 78 もし彼女に子がいるとき、夫が先に死亡すれば、彼女は夫の残した財産の半分を与えられる。
- もし彼女が子と別れることを望むとき、彼女は財産の半分を与えられる。
- 80 もし夫が〔子〕を守ることを望むとき、彼女は同等の分け前を与えられる。
- 81 もし彼女が子を手許におかないとき、〔彼女の〕父の親族は彼女の
- 86 (180)

アングロ・サクソン時代の法典 I

所有物および翌朝の贈物を与えられる。

- 82 もしある男が強制的に少女を誘拐するとき、彼女の所有者に〔彼は〕50シリングを支払い、その後、所有者から彼の同意を買う。
- 83 もし彼女が他の男と相当な価格で婚約しているとき、賠償として20シリングが支払われる。
- 84 もし彼女が買い戻されるとき、35シリングが支払われ、また王には15シリングを支払う。
- 85 もしある男が夫の生存中に召使いの女性と寝るとき、彼は2倍の賠償を支払う。
- 86 もしある召使いが、罪を犯していない他人を殺害するとき、彼は彼の全財産を支払う。
- 87 もし召使いの眼と足が〔強打によって〕破滅されるとき、彼の充分な価額が支払われる。
- 88 もしある男が他の男の奴隷を監禁するとき、彼は6シリングを賠償として支払う。
- 89 ハイウエイ上で奴隷を奪うとき、支払われる金額は3シリングとする。
- 90 もし奴隷が盗みをしたとき、彼は〔奪われた品物の〕2倍の金額を支払う。

フロセアレ王およびエアドリッチ王の法典

(640—664)

これらはケントの王であるフロセアレおよびエアドリッチの判決である。

ケントの王であるフロセアレおよびエアドリッチは、以下にのべられる判決によって、彼等の前任者が創設した法律を拡張した。

- 1 もしある男の使用人が貴族（殺人賠償金が300シリングある）を殺害したとき、彼の所有者は殺人者を引き渡し、さらに加えて3人分の

価格を支払う。

- 2 もし殺人者が逃亡するとき、彼はさらに4人目の価格を加え、さらに善良な証人によって、彼は殺人に手を貸すことはできなかった旨を立証する。
- 3 もしある男の使用人が殺人賠償金が100シリングの自由人を殺害するとき、彼の所有者は殺人者を引き渡し、さらに加えて他の男の価格を支払う。
- 4 もし殺人者が逃亡するとき、〔彼の所有者は〕彼のために2倍の賠償金を支払い、善良な証人によって、彼は殺人に手を貸すことはできない旨を立証する。
- 5 もし自由人がある男を盗み、そして、もし彼〔盗まれた人〕が密告者として掃るとき、彼は面と向って彼を非難し、彼〔泥棒〕はもし彼ができれば、自らの潔白を証明する。かかる非難にかかわったすべての人々には自由な数の証人が存在し、彼の証人の〔少なくとも〕1人は彼自身の属する村からの者である。もし彼がこれをするができないとき、彼は彼の能力の限り、支払わなければならない。
- 7 もしある人が他人から財産を盗み、所有者がその後その返還を請求するとき、彼〔それを占有している人〕はそれを王の住居に届け、もしできるならば、それを彼に売った人を示す。もし彼がそうできないとき、彼はそれを引き渡し、所有者が〔その〕占有を取得する。
- 8 もしある人が他人に対して代金を請求し、彼〔彼の追求している人〕と集合または会合で会うとき、後者はつねに前者に対して保証を提供し、ケントの判事が彼等のために命じるような満足を与える。
- 9 しかしながら、もし彼が保証を与えることを拒否するとき、彼は王に12シリングを支払い、訴訟が以前に開始されていたものと考えられる。
- 10 もしある人が他人に対して支払いを請求し、その後、他方が彼に対して保証を提供したとき、3カ月後に、彼等は仲裁人を発見すべく試

みる。ただし、告訴人が長期の遅延を選ぶときは、この限りでない。訴えが仲裁人によって決定されたのち、1週間以内に、被告人は他方に対し金銭によって満足させるか、または宣誓によるか、彼の選択する方法による。しかし、彼等がこれをするを望まなければ、そのときは、仲裁後に宣誓することなく、100シリングを支払う。

- 11 もしある人が第3者の家において他人を偽証者とよぶか、または侮辱的な言葉で呼びかけるとき、彼は家屋を所有する人には1シリング、彼が呼びかけた人に6シリング、王に12シリングを支払う。
- 12 もしそこに住んでいる人々が酒を飲んでいる場合に、ある人が何の罪もない他の人の酒杯をもち去るとき、彼は確立された慣習に従い、家屋の所有者に1シリング、酒杯をもち去られた人に6シリング、王に12シリングを支払う。
- 13 もしある人がそこで飲んでいるとき、ある人が武器を引き抜くが、しかしそこで何の害もしなかったとき、彼は家屋の所有者に1シリング、王に12シリングを支払う。
- 14 [しかし] もし家屋が血で汚されるとき、所有者は手の保護のための罰金の支払いをうけ、50シリングが王に支払われる。
- 15 もしある人が外国人（国境を越えてくる商人または他の誰れか）を彼自身の家で3日間招待し、彼自身の持ち合わせの食料を供給し、[しかし] 彼[外国人]が誰れかを傷つけるとき、その人は他人を裁判所につれていくか、または彼の利益のために償う。
- 16 もしケントの人がロンドンで財産を買うとき、証人として彼は2人または3人の信頼できる人または王の土地の管理人をつれていく。
 - (1) その後、ケントにおいて、ある人から請求されるとき、もし彼がその人を知っておれば、それを彼に売った証人として、ロンドンにある王の住居に彼を呼び出すことができる。
 - (2) もし彼がそうできないとき、彼の証人の1人または王の財産の管理人と共に、彼は彼のものと知られる品物と土地をロンドンに

において公然と販入し、〔財産の〕価格は彼に返還される。

- (3) しかしながら、もし彼がそのことを合理的な宣言において立証することができないとき、彼はそれを見捨て、所有者がそれを占有する。

ワイトレッド王の法典

(695—6)

これはケントの王、ワイトレッドの判決である。ケントの最も恵み深い王、ワイトレッドの治世の5年目、9月の第6日目に、バーハムとよばれる場所において、貴族の審議委員会が開催された。そこにはブリテンの首席僧正ベルヒバルトおよび上記の王、ゲフムントとよばれるロチエスターの僧正および地区の教会のすべての聖職者が忠誠な素人連と共に出席していた。

1 教会は租税からの免税を享受する。

(1) 王はそれを願い、彼等は彼を自由にし、強制しない名誉を有する。

2 教会のものの保護は王のそれと同じく50シリングとする。

3 不正な同盟のもとにおる人々は、彼等の罪を後悔し正しい生活にもどるか、または彼等は彼等の団体から排除される。

4 外国人はもし彼等が彼等の団体を規制しなければ、彼等の所有物および彼等の罪と共に土地から立ち去るべきである。

(1) われわれ自身の国の人々もまた、彼等の所有物を喪失することなく、教会の交渉から排除される。

5 もしこの会合後、ある貴族が王および僧正の命令さらに制定後にもかかわらず、不正な同盟に入ろうとするとき、彼は確立された慣習に従い、彼の領主に100シリングを支払う。

(1) もし平民がそうするとき、彼は50シリングを支払う。そしていづれの〔場合も違反者〕は後悔しながら、同盟を止める。

- 6 もし僧正が不正な同盟に賛成するか、もし彼が病人の洗礼を無視するとか、またはこの義務を免れるために痛飲するとき、僧正からの決定が審理中、彼は彼の職務を中止する。
- 7 もし剃髪した人が、〔彼は〕教会の規律のもとになく、親切さを求めてさまよいつ歩くとき、〔ただ〕1度だけそれが彼に与えられたとしても、彼が許可を待てない限り、彼はそれ以上歓待されることはない。
- 8 もしある人が彼の召使いの1人に結婚の自由を与えるとき、彼の自由は公然と承認される。しかし〔自由となった人〕が境界を越えて〔どこにいようと〕、解放する人は彼の相続財産、殺人賠償金および後見人の地位の所有者である。
- 9 もし召使いが彼の主人の命令に違反し、土曜の夕方の日没と日曜日の夕方の日没の間に属従的な仕事をするとき、彼は彼の主人に80シアタスを支払う。
- 10 もし召使いが〔騎乗で〕彼自身の旅行をするとき、彼は彼の主人に6シリング支払うかまたは非難をあびる。
- 11 もし自由人が禁止されている時間に働くとき、彼は決定の罰金を支払い、彼のことを通知した人は罰金の半額を取得し、労働〔から生じる利益〕を手にする。
- 12 もし夫が妻の不知の間に悪魔に贈物をするとき、彼はすべての彼の所有物または彼の決定の罰金を支払う。もし〔彼等の〕双方が悪魔に贈物をするとき、彼等は法定の罰金またはすべての彼等の所有物を失う。
- 13 もし奴隷が悪魔に贈物をするとき、彼は賠償として6シリングを支払うか、またはむちで打たれる。
- 14 もしある人が断食日に彼の世帯に食物を与えるとき、彼は〔彼等の各自に〕彼〔自身〕の決定の罰金を支払うことにより、結合と自由を取り戻す。
- 15 もし奴隷が彼の自由な意思で食事をするとき、彼は賠償として6シ

リングを支払うかまたはむち打ちを受ける。

- 16 僧正または王の言葉は〔たとえ〕宣誓によって支持されていなくとも、論争の余地はない。
- 17 僧院の長は牧師によって用いられる信仰告白文によって彼自身の潔白を証明する。
- 18 僧正は彼の聖なる衣服をまとい、祭壇の前に立ち、彼自身の宣言によって彼自身を聖なるものとする。真理はキリストにあり、彼にではない。助祭はこれと類似の方法によって、彼自身を潔白とする。
- 19 牧師は彼のみが祭壇の上に手をおき、彼自身と同じ階級の3人の〔支持〕によって彼自身を潔白とする。
- 20 外国人は祭壇において、彼自身の宣誓で彼自身を潔白とする。王の郷土は同様の方法で〔彼自身を潔白とする〕。
- 21 平民は祭壇において、彼と同じ階級の3人によって彼自身を潔白とする。そしてこれらすべての宣誓を〔総合的に〕疑いのないものとする。
 - (1) 教会はさらに、削除に関する特権をもつ。〔それらは〕以下のとおりである。
- 22 もし僧正または王の召使いが訴えられるとき、彼は代官の手によって身の潔白を証明する。代官は彼の無罪を弁明するか、またはむち打ちに送る。
- 23 もし誰れかが仲間の面前で仲間の奴隷を告訴するとき、もし彼（主人）が伝導者であれば、彼自身の宣誓によって彼を潔白なものとする。もし彼が伝導者でなければ、彼は宣誓し、第2の善良な証人〔彼を支持する〕を得るか、〔罰金を〕支払い、または彼をむち打ちに送る。
- 24 もし俗人の召使いが聖職者の召使いを告訴するか、または聖職者の召使いが俗人の召使いを告訴するとき、彼の主人は彼自身の宣誓によって彼を潔白とする。
- 25 もし誰れかが盗みの最中の人を殺すとき、彼のために賠償金は支払

われない。

26 もし誰れかが盗みの最中に自由人を捕えるとき、王は以下の3つの方法のどれを採用すべきかを決定する。彼は死刑にされるか、海外に売られるか、または賠償金を支払って釈放されるか。

(1) 彼を捕えて監禁している人は、彼の価値の半分を取得すべきである。もし彼が死刑になるとき、90シリングが彼に支払われるべきである。

27 もし奴隷が盗み、そして釈放されるとき、70シリングが〔支払われる〕—王はどちらを希望するか。もし彼が死刑になるとき、彼の価値の半分は、彼を彼の権限内においている人に支払われる。

28 もし遠方からやってきた人または外国人が道路から離れ、大声を出すことも笛を吹くこともしないとき、彼は泥棒と推測され、〔そしてかかるものとして〕殺害されるか、または身の代金をとって釈放される。

イネ王の法典

(688—725 or 726)

私、ウェセックスの王—イネは神の加護により、私の父ケンレッド、私の司教ヘーデおよびエルコンバルドの忠告と指図により、神の召使達の偉大な協力を得て、また私のすべての家族および同様にわれわれの魂の救済とわれわれの王国の安全のために、いかなる賢人たちおよびわれわれの国民も、今後、われわれの命令を悪用することなく、公正な法律と正確な命令がわれわれの民族を通じて確立されるであろう。

1 まず第1に、われわれは、神の召使いが彼等の適切な慣例に注意し、滞りなく従うことを命じる。

(1) これに次いで、われわれは全国民に影響を及ぼす法律および命令が以下のように順守されるよう命じる。

2 子供は30日以内に洗礼をうける。もしこれがなされないとき、〔保

護者] は賠償として30シリング支払う。

- (1) しかしながら、もし洗礼をうけさせることなく死亡するとき、彼は賠償としてすべての彼の所有物を支払う。

3 もし奴隷が日曜日に彼の主人の命令で働くとき、彼は自由の身となり、主人は30シリングを支払う。

- (1) しかしながら、もし奴隷が彼の主人の承認なしに働くとき、彼はむち打ちをうけるか、またはそれに代わる罰金を支払う。

- (2) しかしながら、もし自由人がその日に彼の主人の命令によるときは別とし、その日に働くとき、彼は奴隷に格下げされるか、または60シリングの〔罰金を支払う〕。僧侶は2倍の罰金を支払う。

4 教会の費用は聖マルチノ祭に支払われる。もし誰れかが支払わないとき、彼は80シリングの罰金を科せられ、〔それに加えて〕教会の費用を12倍支払う。

5 もし誰れかが死刑の罰をうけ、教会に逃げ込むとき、彼の生命は助けられ、彼は適法な判決によって〔支払うべく〕定められている金額を賠償する。

- (1) もし誰れかがむち打ちの刑をうけ、教会に逃げ込むとき、彼は社会のむち打ちから免除される。

6 もし誰れかが王の家屋において争うとき、彼は全財産を没収され、彼を死刑にするかどうかは王が決定する。

- (1) 誰れかが僧院の中で争うとき、彼は賠償として120シリングを支払う。

- (2) もし誰れかが公爵の家屋で争うか、または他の誰れか有名な議員の家屋の中で争うとき、彼は賠償として〔家屋の所有者に〕60シリングを支払い、罰金としてさらに60シリングを別に支払う。

- (3) しかしながら、もし彼が納税者または世襲貴族の家屋で争うとき、彼は罰金として120シリングを支払い、6シリングを世襲貴族に支払う。

- (4) そして〔争い〕が戸外で行われるとき、120シリングを支払う。
- (5) しかしながら、もし2人が彼等のカップをめぐって争い、1方がしんぼう強く耐えるとき、他方〔暴力に訴えた〕は30シリングの罰金を支払う。
- 7 もし誰れかが彼の妻子の承認を得ずに盗むとき、彼は60シリングの罰金を支払う。
- (1) しかしながら、もし彼がすべての彼の家族の承認のもとに盗むとき、彼等は全員奴隷となる。
- (2) 10才の子は窃盗の従犯とされる。
- 8 もしある人が県選出議員または他の判事の面前において正義を要求し、それが得られず、〔被告人〕が保証を提供しないとき、彼〔被告人〕は保証として30シリングを支払い、7日以内に彼がうけるべき正義を行う。
- 9 もし誰れかが救済を要求するとき、彼が訴えを提起する以前に彼が得たものを放棄し、同量のものを支払い、さらに30シリングを賠償する。
- 10 われわれの王国の領域内で誰れかが強盗の行為を犯し、または暴力によって何かを奪い取るとき、彼は略奪品を返還し、60シリングの罰金を支払う。
- 11 もし誰れかが彼自身の同郷人を監禁または自由の状態で、海外に売るとき、彼は有罪ではあるが、彼の賠償金を支払い彼の罪を完全に償う。
- 12 もし泥棒が捕るとき、彼は死刑に処せられるか、または彼の賠償金の支払いによって罪から救われる。
- 13 もし誰れかが僧正の面前で偽りの証言をするか、またはその面前でした誓約を否認するとき、彼は賠償として120シリングを支払う。
- (1) 人々の数が7人を越えるとき、われわれは“泥棒”の言葉を用い、7人から35人の間は“1團の盗賊”という言葉を用いる。こ

れ以上のときは、“侵略”を用いる。

- 14 1團の盜賊に属して起訴される人は彼自身の〔かかる責め〕を、宣誓をとまなう120ハイドの土地またはそれに相当する賠償を支払うことで容疑をはらす。
- 15 侵略に加わったとして告訴される人は彼の殺人賠償金によって彼自身を買い戻すか、またはそれと同額の支払いを宣誓することによって、潔白をとり戻す。
 - (1) 伝導者の場合には半額の宣誓で充分とする。
 - (2) 泥棒は王の支配下におかれたのち、彼自身を潔白とする権利をもたない。
- 16 盜賊を殺した人は、彼が殺した男は有罪であったことを宣誓のうえ宣言することによって許される。殺された男の仲間は宣誓を行うことは許されない。
- 17 盜まれてかくされていた肉を発見する人は、それが彼の財産である旨を宣誓のうえ宣言することを許される。それを見つける人は、通知者から与えられる報酬を得る。
- 18 しばしば起訴されている平民が最後に〔現行中に〕逮捕されるとき、彼の手または足は切断される。
- 19 王の世帯のメンバーの1人は、もし彼の殺人賠償金が1200シリングであるとき、もし彼が伝導者であれば60ハイドを宣誓することによって許される。
- 20 遠方からの人または外国人が、森を通り抜けてハイウェイを旅し、大声も出さず角笛も吹かないとき、彼は泥棒とみなされ、かかるものとして殺害され、または身代金を強要される。
- 21 しかしながら、もし誰れかが殺された人の賠償金を請求するとき、彼（彼を殺した人）は、彼を泥棒とみなして彼が殺したと宣言することを許され、殺された人の仲間も、彼の主人も、宣誓することは許されない。

- (1) しかしながら、もし彼〔彼を殺した人〕が事実をかくし、その後、明らなみに出たとき、かかる行為によって、彼は死亡した人に宣誓する機会を与え、それによって彼の親族は彼の無罪を弁明することができる。
- 22 もしあなたの世帯のメンバーが盗みをし、あなたの許から逃げる場合に、もしあなたが〔泥棒のため〕保証人となっているとき、あなたは盗まれた品物の価額を彼から請求する。もし泥棒に保証人がいないとき、あなたは〔財産の〕価額を支払うものとし、しかし彼はそれによって罰を免除されることはない。
- 23 もし誰れかが外国人を殺害するとき、王は彼の賠償金の3分の2を支払い、彼の息子または親族は3分の1を負担する。
- (1) もし彼に親族がいなければ、王は2分の1、有力者が2分の1を負担する。
- (2) しかしながら、もしある人〔その人の保護のもとにある〕が修道院長または女子修道院長であるとき、彼〔または彼女は〕、〔賠償金〕を〔貴人がするのと〕同じ割合で王と共に分担する。
- (3) ウェールズの納税者の〔賠償金〕は120シリング、彼の息子のそれは100シリング。奴隷を〔殺したために支払われる額〕は〔通常〕60〔シリング〕であるが、しかし時には50〔シリング〕。ウェールズ人は12シリングの支払いによって底辺の人々のために示談にする。
- 24 もし刑罰的な束縛をうけているイギリス人が逃亡するとき、彼は絞首刑になり、彼の主人には何も支払われない。
- (1) もし彼が殺害されるとき、彼の親族の男子が12カ月の間、賠償金もなしに彼を放置したとき、彼のために何も支払われない。
- (2) 5ハイドの土地を所有するウェールズ人の賠償金は600シリングとする。
- 25 もし商人が〔足をのばして〕田舎に入り、商売〔にとりかかるとき〕、

彼は証人の前でそうすべきである。

(1) もし奪われた財産が商人の手中にあり、彼はそれを信頼できる証人の面前に出せないとき、彼は宣誓のうえ、彼は〔盗賊〕に近づいたことも、共犯でもないことを宣言するか、または36シリングの罰金を支払う。

26 捨て子の養育費として最初の年に6シリング、2度目の年に12シリング、3度目の年に30シリングが与えられる。その後、〔金額〕は彼の状況に従う。

27 非嫡出子を産み、自分の子と認めない人は、その死亡に当って賠償金を支払うことなく、主人または王がそれを支払う。

28 盗賊を捕える人は10シリングの支払いをうける。盗賊は王に引き渡され、親族の男子は、彼等は彼に対して相互に復讐しないことを宣誓する。

(1) しかしながら、もし盗賊が逃亡し、行方をくらますとき、彼は罰金を喪失する。

(2) 彼〔捕える人〕が彼の犯人性を否定したいと思うとき、彼は盗まれた品物および罰金の額に等しい宣誓をしなければならない。

29 もし誰れかが他人の召使いに力を貸し、彼が逃走したとき、彼〔貸した人〕は彼〔召使いの所有者〕に〔彼の価値の〕3分の1を支払う。もし彼〔召使い〕にヤリを与えるとき、〔彼は所有者に〕〔召使いの価値〕の半額を支払う。もし彼が〔召使いに〕馬を貸すとき、彼は彼〔所有者〕に〔召使いの〕充分な価値を支払う。

30 もし誰れかが逃亡者にかくまうとき、彼は〔宣誓〕により、彼自身の賠償金と同じ額によって彼自身の潔白を証明する。もし彼がそうできないとき、彼は〔逃亡者〕のために彼自身の賠償金〔と同額〕を支払う。貴族もまた彼自身の賠償金の額に従って支払う。

31 もし誰れかが妻を買い、婚姻はしないとき、彼〔花嫁の後见人〕は花嫁代を返還し、再度、同額を新郎に支払い、彼は婚姻の受託者に、

彼の保証人に違反したことにより彼が受けるべき金額を賠償する。

32 もしウエールズ人が1ハイドの土地を所有するとき、彼の賠償金は120シリングとする。しかしながら、もし彼が半分をかくして所有するとき、彼の賠償金は80シリングとする。彼が土地を所有していなければ60シリングとする。

33 王のサーブイスをしており、彼の用事で乗ることができる騎手の賠償金は200シリングとされる。

34 ある人が略奪に加わり、その結果、人が殺害されるとき、彼は自分自身が殺害に無関係であったことを立証し、殺害した人の賠償金に比例して彼が略奪に加わったことの賠償金を支払わなければならない。

(1) もし彼〔殺害した人〕の賠償金が200シリングならば、彼は賠償として50シリングを支払わなければならない。そして、その人が貴族の出であれば、割合〔弁償と賠償金の間の比率〕は同じものとされる。

35 盗賊を殺す人は、彼が殺した人は逃走を企だてた盗賊であったことを宣言することを許され、死者の近親は彼に対する相互復讐を愆しないことを宣誓のうえ誓約する。しかしながら、もし彼が秘密のうちに〔殺人〕を行い、その後、その事実が明らかになれば、そのとき、彼は彼のために支払いをする。

(1) もしある人が家畜の保証を請け合いながら、彼は以前に取引を否認し、再びそれを否認するとき、彼に要求される宣誓は、そこに含まれる罰金および家畜の価額に等しいものとされる。もし彼が取引〔2回目〕を否認したくないと考えるとき、彼は彼の偽りの宣誓について2重の賠償を支払う。

36 盗賊を逮捕するか、または逮捕した盗賊を彼の監護のもとに入れ、彼が逃走するのを許したり、または盗賊であることを知りながらかくす人は、彼の賠償金に従って盗賊に支払う。

(1) もし彼が貴族のとき、彼は彼の州を没収される。ただし王が進

んで彼を許すときはこの限りではない。

- 37 もし平民がしばしば盗賊として訴えられ、最後に神判または犯行中に逮捕されることにより、有罪が立証されるとき、彼の手または足は切り落される。
- 38 もし夫は妻との間に子がおり、夫が死亡するとき、母は彼女の子を育て、〔毎年〕6シリングがその扶養料として、夏には雌牛、冬には雄牛が与えられる。親族は子が成熟するまで家庭に保護する。
- 39 誰れかが彼の主人の許可を得ることなく他の地域に移動し、もし彼が発見されるとき、彼は以前にいた場所に返えされ、彼の主人に60シリングを支払う。
- 40 平民の約束は冬および夏に柵をめぐらすことにある。もし柵がめぐらされず、隣人に属する家畜が彼自身がおのままにした通路を通ってまよい出るとき、彼はその家畜についていかなる請求もできないが、〔しかし〕彼は家畜を追放し、損害を蒙ることになる。
- 41 もしある人が彼は正しく行動していることを知るとき、〔彼が他人のために与えた〕保釈金を拒否することが許される。
- 42 もし平民が共通の牧場または他の区分できる土地を所有し、ある人は彼等の部分を柵でかこみ、ある人は何もせず〔そして家畜を入れ〕彼等の共通の穀物または草を食べつくすとき、柵を開けることについて責任を負う人々は、彼等の部分を囲った他の人々に対して加えた損害を賠償する。
- 43 もし誰れかが森の中の木を火災によって焼失し、それを行った人が判明したとき、彼は火災による罰金として60シリングを支払う。なぜならば、火災は泥棒だからである。

(1) もしある人が森の中の多数の木を切り倒し、その後知られるとき、彼は3本の木ごとに30シリングを支払い、それより多くても支払う必要はない。なぜならばおのは通告者であり、盗賊ではないからである。

44 しかしながら、もし誰れかが30匹の豚をかくすところのできる1本の木を切り倒し、そのことが明らかになるとき、彼は60シリングを支払う。

(1) 各世帯からの毛布の借り賃として支払われるのは6ペンスとする。

45 王または僧正の管轄区域間で、堅固な家屋の破壊に対しては120シリングの賠償が支払われる。公しゃくのこれらへの破壊は80シリング、王の郷土については60シリング、土地を所有する貴族のそれについては35シリングが支払われる。告発はこれらの金額に相当する宣誓によって否認されることができる。

46 ある人が他人を家畜の盗みまたは盗まれた家畜をかくすことを理由に非難するとき、彼は盗みの〔非難〕を、もし彼が宣誓をすることが許されるとき、60ハイドの〔宣誓〕により否認することができる。

(1) もしイギリス人が告発を提起するとき、彼は〔この〕価格の2倍を宣誓することにより〔非難〕を否定する。他方においてもしウエルス人によって告発が提起されるとき、宣誓の額は増額されない。

(2) すべての人は〔盗んだ品物〕をかくしたとか、殺人の責から、彼がそうすることができ、しかもあえてそうするならば、彼自身を自由にする。

47 たとえ盗まれた家畜が捕えられたとしても、奴隷がそのために保護されることはなかろう。

48 もし誰か、最近、自分の奴隷の罪が減じられた人がそれ以前に盗みを犯していたと告発されるとき、告発者は1度、彼をむち打つ権利がある。彼は〔後から奪んだ〕品物の〔価格に等しい宣誓〕によって、彼が天罰に従うよう強制する。

49 もし誰れかが豚がドングリの牧草地に入るのを見つけるとき、彼は6シリングの保証金をうけることができる。

- (1) しかしながら、もし豚が1度以上そこにいなかったとき、〔豚の〕所有者は1シリング支払い、〔それに等しい価値の宣誓により〕豚は以前にそこにいなかったと宣言する。
- (2) 豚が2度そこにいるとき、彼は2シリングを支払う。
- (3) 豚の放牧権が支払われるとき、ベーコンが3本の指の厚さのときは、3匹目の豚ごとに、2本の指の厚さのときは、4匹目ごとに、そして親指の厚さのときは、5匹目毎とする。
- 50 もし貴族が自由または不自由な彼の扶養家族の利益のために、王、王の州長老または彼の領主と妥協するとき、彼は罰金について責を負うことはない。なぜならば、彼は彼等が悪い行いをしないよう予め注意してはいないからである。
- 51 もし土地を所有する貴族が軍事サービスを怠るとき、彼は120シリングを支払い、彼の土地は没収される。土地を所有しない貴族は60シリングを支払う。平民は軍事サービスを怠るとき、罰金として30シリングを支払う。
- 52 不法な契約を締結したことを理由に告訴される人は、120ハイドの〔価値のある宣誓〕または120シリングを支払うことによって潔白を証明することができる。
- 53 もし盗まれた奴隷が〔法律により〕他人の占有にゆだねられており、彼をその人に売った人が死亡したとき、彼は死亡した人の墓を、それが何であれ、他の財産と同じように、60ハイドの価値のある奴隷のための保証とする。そして、60ハイドの価値のある彼の宣誓によって、死亡した人は奴隷を彼に売ったこと、ついで彼は宣誓によって罰金を免れたことを宣言し、奴隷を彼の所有者に連れ戻す。
- (1) しかしながら、もし彼が死亡した人の財産を誰れが相続したか知っているとき、彼は不動産を担保にすることを保証し、不動産を所有する人に対し、彼が動産についての〔彼の権限〕を議論の余地のないものとするか、または死亡した人は決して財産を所有

しなかったことを宣言する。

54 もし誰れかが殺人で起訴され、彼が宣誓のうえ事実を承認しようと思うとき、彼が貴族と平民のいずれに属するかに関係なく、60ハイドの宣誓をする権利を与えることができる。

(1) もし支払いが死者のために行われるとき、彼〔殺害者〕はもし必要であれば、人間〔たとえば奴隷〕および鎮かたびら、劔、1人について100シリングの賠償金を含めることができる。

(2) 罪のある奴隷に格下げされたウエルス人にハイドの〔血誓〕によって、奴隷とし天罰に従うことを強制される。イギリス人は34ハイドの〔宣誓〕による。

55 彼女が大切にしている雌羊はイースターの後、2週間まで1シリングに値する。

56 もし誰れかがある種の家畜を買い、ついで30日以内にそのなかになんらかの欠点を発見するとき、彼はそれを〔前の〕所有者に送りかえすか、……または〔前の所有者〕は彼が彼にそれを売ったときにそれについて何の欠点もないことを知っていたことを宣誓する。

57 もし夫が動産を盗み、それを彼の家屋に運び入れ、そこにしぼりつけたとき、彼は〔世帯の動産の〕彼の持分を喪失する—彼の妻のみ免除され、その後、彼女は彼女の領主に従わなければならない。もし彼女が宣誓のうえ、彼女は盗まれた〔肉〕を賞味したことはない旨を覚えて宣言するとき、彼女は〔世帯〕財産の3分の1を維持する。

58 牛の骨の価値は10ペンスである。

59 雌牛の骨の価値は2ペンス（高くても5ペンス）である。雄牛の尻尾は1シリングであり、雌牛の尻尾は5ペンスである。雄牛の眼は5ペンス、雌牛のそれは1シリングである。

(1) ある人がもっているすべての労働者のために、彼は〔大麦の小作料〕として〔大麦6ポンドを支払う〕。

60 もし平民—他人の雄牛を借りた—はすべての飼料の借り賃を支払う

ことができ、彼がそのすべてを〔この形式で〕支払うよう注意すべきである。もし彼がそうすることができなければ、彼は借賃の〔半額〕を飼料で支払い、半額を他の財産で支払う。

- 61 教会の会費は所有地および人が真冬に住んでいる家屋から支払うものとする。
- 62 もし誰れかが訴えられ、彼について神判が行われ、彼が神判を免れるために支払う何物も所有していないとしよう。もし他の人がそこに行つたとしても、どのような条項にもとづいて彼が解決できるのか。彼が担保とした財産を彼の手許に回復させることができるまで、告発された人が彼自身を保証人の手に委ねるという条件の代わりに、彼に彼の財産を与える。そして、もし彼が2度目の発言をうけ、神判による審理が後に加えられるとき、彼の意思に従って財産を抵当にした人は、引続いて彼を支持することはなかろう。そして、告発者は彼を逮捕し、彼のために担保を与えた人はそれを失うことになろう。
- 67 ある人が1ヤード以上の土地を定められた賃料で利用し、それを耕すとき、もし領主が賃賃料と共にサービスを要求しても、彼〔借主〕はもし領主が彼に住居を与えなければ、土地を借りる必要はない。しかし〔この場合〕に彼は穀物を没収されなければならない。
- 68 もし貴族が立ち退かされるとき、彼は彼の家屋から追い出されるが、しかし耕した土地から追い出されることはない。
- 69 もし貴族が彼の住居を移すとき、彼は彼と共に鍛冶屋および子の保護者を連れていくことができる。
- 64 20ハイドの〔預金残高〕をもつ人は、彼が去ろうとすると、耕作中の12ハイドの土地を表示する。
- 65 10ハイドの農場を所有する人は6ハイドを耕作していることを示す。
- 66 3ハイドを所有する人は1ハイド半が耕作中であることを示す。
- 67 もしある人が1ヤード以上の土地を定められた賃料で借り、それを耕し〔そして〕もし主人が賃料と同じくサービスを要求するとき、

彼〔借地人〕は、もし主人が彼に住居を与えることができなければ、土地を手ばなす必要はない。しかし〔この場合に〕彼は収穫を喪失しなければならない。

68 もし貴族が立ちのかされるとき、彼は彼の住居から追い出されるが、耕作した土地からではない。

69 羊は真夏までその毛を維持される。〔もしそれ以前に刈られたなら〕2 ペンスが毛のために支払われる。

70 もし200シリングの賠償金が支払われるべきとき、30シリングの弁償が男の主人に支払われる。もし600シリングの弁償が支払われるべきとき、弁償は80シリングとされる。1200シリングの賠償金が支払われるべきとき、弁償は120シリングとされる。

(1) 10たるの蜂蜜、300かたまりのパン、こはく色のウエールスのエール〔ビール〕12本、30本の澄んだビール、完全に成長した2匹の乳牛、2頭立ての10匹の去勢した雄牛、10匹のがちょう、20匹のめんどり、琥珀色のバター、5匹のサケ、20ポンドのまぐさ、そして100匹のうさぎが各10ハイドごとに、食料による地代として支払われる。

71 もしある人が賠償金の支払いを含む責任を問われ、そして〔もし〕彼が宣誓するよう要求されるとき、彼は行為について告白し、それが彼が以前に否定したものであれば、賠償金が支払われるまで、いかなる手続きもとられない。

72 彼の賠償金をすでに支払っている盗賊が捕えられ、そしてもし彼が捕えられたと聞く日に逃亡し、夜がすぎない間に再び捕えられていないとき、もはやいかなる罰金も彼等に強要されることはない。

73 窃盗より一夜がすぎ、彼を捕えたのち逃亡するのを許した人々は、王および彼の代官と彼等が協議できる文言にしたがって、彼等の犯罪を賠償する。

74 もしウエールスの奴隷がイギリス人を虐殺するとき、彼の所有者は

彼を死亡した人の領主および親族の男子に引き渡すか、または彼の生命を60シリングで売却する。

(1) しかしながら、もし領主が彼のために彼の価額を支払わないとき、彼は彼を自由にしなければならない。もし彼に自由な親族があれば、賠償金を支払わなければならない。もし彼に〔自由な親族がなければ〕、そのときは、彼の敵が処分するであろう。

(2) 自由人は奴隷である彼の親族とつき合う必要はない。ただし、彼があだ討ち〔相互復讐〕から彼の賠償金を取り戻したいと思うときは、この限りではない。また奴隷は自由人である別の親族とつき合う必要はない。

75 もし盗まれた家畜が捕えられ、その占有を許された人がそのことを他の人に言明し、そしてもしその人がそれを認めず、彼は決してそれを彼に売っておらず、彼は何か他の物を彼に売ったというにしても、人に何かを保証する人は、彼〔証人〕はそれと同じ物しか売っていないと宣言することができる。

76 もしある人が他人の名付け子または名付け親を虐待するとき、この種の関係に入った人への賠償として支払われるべき金額は、死者の主人に支払われるのと同額とされる。補償の額は賠償金に従って増加される。あたかも人の主人に起因する賠償の場合と同様である。

(1) しかしながら、もし殺害されるのが王の名付け息子であるとき、親族に対する〔賠償額〕と同様の補償が王に支払われるものとする。

(2) しかしながら、もし彼が彼を殺害する人と争っていたとき、名付け親は彼の補償を失う。これはあたかも主人が彼の罰金を失うのと〔類似した事情〕である。

(3) 神父の名付け息子の場合、〔金額〕は〔王の名付け息子のために支払われる額〕の半分とする。